

つくし だより

2011年6月号

NO. 252

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2011. 6. 15

精神障がいを持つ当事者と家族支援に関する要望書

都連会長 野村忠良

平成23年度の東京都への要望内容をご紹介します。近日中に理事有志が都庁を訪問し、要望書を提出する予定です。

〈要望趣旨〉

日頃より東京都におかれましては精神保健福祉事業にご理解とご尽力をいただき、感謝申し上げます。私たち東京都精神障害者家族会連合会は、家族の立場から精神障がいがある人々の生活環境が社会に受容され安定したものとなるように、家族に代わる社会的支援の整備、サービスの充実を願って日々活動を続けて参りました。平成18年の「障害者自立支援法」により3障がいが一元化されましたが、精神障がいがある人々の生活、就労をめぐる現実には自立支援の理想からは依然として程遠く、いまなお家族が援助の中心にあって経済的、心理的負担を担わざるをえない厳しい状況が続いています。

また、現在厚生労働省で精神保健福祉法について議論が進められていますが、保護者制度により、当事者の権利擁護や精神科入院医療に関して家族に重い義務が課されていることは我が国の社会制度の欠陥と言わざるをえません。家族は高齢化がすすみ義務の履行が困難となっているのもかわらず、問題が解決されないまま家族に多大な責任とともに負わされているのが現状です。

つきましては、一般市民が精神障がいへの理解を深めるための啓発教育が早期に実施され、早期発見・早期治療が進められて精神障がいがある人々とその家族が地域で安心して自立した生活をおくる事が出来るように、以下にあげる項目を要望いたします。

〈要望項目〉

1. 精神障がい者の所得保障を強化して下さい。

他障がい者福祉施策との格差是正を図るため、所得保障として東京都の心身障害者福祉手当と心身障害者医療費助成の精神障がい者への適用を要望します。また、自立支援医療費等に必要診断書の無料化、そして、民営鉄道の割引制度の実現を要望します。家族にとって「親亡き後」の当事者の生活保障は大きな懸案事項であり、この問題からくる不安は当事者にも影響を及ぼしています。

2. 精神障がい者の地域生活を支えるため、住まいの場の確保を支援して下さい。

民間賃貸住宅と公営住宅への入居を積極的に促進して下さい。

また、居住サポート事業を実施し、地域関係者に周知してください。民間の保証会社を受けられにくい当事者のために民間賃貸住宅斡旋も含め、公的保証人制度の充実やケアホームやグループホームをつくって下さい。公営住宅の供給の促進を図るとともに公営住宅優先入居についても「制度化」してください。

3. 精神障がい者を抱え、地域で孤立する家族への支援体制を制度化して下さい。

ACT(包括型地域生活支援プログラム)のような制度を実現してください。設置個所を増やし、早期発見・早期治療の観点からも、医療や福祉の専門家チームが自宅を訪問する「アウトリーチ」により、ひきこもり、断薬、治療中断の当事者

を抱える家族への支援をお願いします。普段から見守り支援サービスが行き届けば、救急医療の必要性も激減すると考えます。

4. 救急医療・移送の公的制度化、一般病棟での精神の急患受入れ可能な制度への制度変更をお願いします。

東京都のひまわりシステムを、精神疾患に悩む人たちに適応した制度に改善して下さい。救急医療を必要とする場合、公的機関による救急搬送は早急に望まれる制度です。現在では、せっぱ詰まった家族が高額な負担をして民間の移送会社を利用している状況です。

また精神障がい者が他科の受診を希望しても医療機関で受診を拒否されて診察を受けられないことがあります。よって一般病棟でも精神の急患を受け入れられるように制度を変え、そして、緊急に、現在の都立病院等の公的病院に優先的に受診できるよう配慮されるようにして下さい。

また、経済的理由から適切な診療を受けずに病気が放置されることもあります。これらの問題をなくすために医療費の負担を軽減して精神障がいがある人が安心して医療を受けられるような制度が構築されることを希望します。

5. 自立支援協議会に家族の代表を加え、地域生活支援事業を充実させて下さい。

障害者自立支援法は日常に症状の変動がある精神障がい者に適切に対応できない面があります。その問題を解決するため、また福祉施策の障害者間格差是正のためにも自立支援協議会の委員に精神障がい者の家族会の代表を加え、当事者と家族の意見を反映させて下さい。

また、地域生活支援事業の地域格差を無くし、地域外利用が可能になるようにしてください。

6. 国連障害者権利条約批准のための国内法整備を国に働きかけて下さい。

我が国においても国連の障害者権利条約を批准するため、保護者制度の撤廃をはじめとする国内法の整備を国に働きかけて下さい。当事者の意見を反映させることを前提としての障害者基本法の改正、障害者総合福祉法や障害者差別禁止法の制定が必要です。

7. 公教育の場での精神保健教育を進めて下さい。

精神疾患の早期発見と早期治療という考え方を広く普及し、誰もがこころの健康に関心をもち、精神疾患への理解を深めて病気を重くせず偏見を持たず暮らしやすい社会にするために公教育の場で精神保健の啓発教育を進めて下さい。早い段階で病気を正しく知ることは長期の入院者をなくすことにつながります。社会をあげて精神保健教育に取り組む土壌を東京都から発信して下さることを要望します。



平成23年度第1回東京つくし会多摩地域ブロック会議報告

都連理事 増田公子

去る4月30日(土)、平成23年度第1回の東京つくし会多摩地域ブロック会議が20単会30名の出席の下、府中市ふれあい会館で開催されました。途中余震がありましたが、16時前には終了し、無事皆さん帰宅の途につかれました。

今回は、多摩地域の特性である、市、町、村が混在していること、地域が広くアクセスが悪いこと、また精神科病院を背後に抱えている割には福祉資源が少ないことなどから、精神障がいがある人には住み難い地域であるので支援センターなどでは地域外利用を認めて欲しい。他障がいに出ている、福祉手当や交通費を支給して欲しいなど共通の項目を検討し7月に向けて課長会に要望していくこととなりました。自立支援協議会の委員や障害福祉計画策定委員になられた方が増え、発言するに際し、アウトリーチに対しても具体的な内容について示して欲しいなどつくし

会への期待の声も多く出ました。今回は、アウトリーチについて検討することになりました。



全国一斉街頭署名の準備開始を呼び掛けます

都連理事 小笠原勝二

こころの健康政策構想実現会議、100万人署名推進委員会から下記のように全国一斉街頭署名の準備開始の呼びかけが出されました。これに応えるために東京地区実行委員長として野村会長を先頭に「6・25街頭署名実行委員会」を立ち上げ、6月25日午前10時から12時ごろまで、新宿駅西口で街頭署名活動を実施します。ぜひ皆様の積極的な参加をお願いいたします。以下は100万人署名推進委員会から、今回の署名活動にたいする意義について呼びかけがありましたのでご紹介させていただきます。

(お詫び：全文でなく要点を抜粋して掲載させていただきました。)

6月25日全国一斉街頭署名に取り組む皆さんへ

東日本大震災と基本法制定100万署名について

震災後という時期に全国一斉街頭署名を行なうことについては、いろいろなご意見があると思います。そこで、4月24日に開催された運営委員会や署名推進委員会における議論にもとづいて、皆さんの疑問に少しでもお答えできればと思います。

第一に、「大震災と直接関連する内容にしばった訴えをした方が良いのではないか？」との意見がありました。大震災以外のことがすべて後回しとなっているような日本の状況や雰囲気からすると、もっともな意見と思われる。しかし「こころの健康に関連して具体的にどのような訴えがあるのか？」と考えてみると、なかなかその内容を思いつくことができません。

大震災の復興においては、例えば仮設住宅の大量建設のように大震災に特有なものがあります。そうした取り組みの必要性は誰にとってもわかりやすいものですし、緊急性も明らかです。しかし、大震災の復興においてこころの健康のために必要となることの多くは、昨年5月に厚生労働大臣に提出した提言にすでに盛り込まれていたものでした。むしろ提言の内容を被災地において重点的に行なうことこそが、大震災に直接関連する取り組みになることが、現在の時点で改めて振り返って明らかになりました。そうしたことから、基本法の制定を訴えることが、大震災からの復興についての訴えにもなるということをご理解いただければと思います。

第二に、「こころの健康に捉われない内容の訴えをした方が良いのではないか？」との意見がありました。被災者の生活の苦勞を見聞きすると、確かにそのような気がしてきます。住居の問題、経済的な困難、仕事の回復など、いずれも深刻な問題です。しかし私たちは残念ながら、そうした支援を行えるだけの特別な組織や資金を持っているわけではありません。これらのことは政府や行政や大きな組織に任さなければなりません。

むしろ私たちは、自分たちでなければできないこと、世間では見過ごされがちなこと、しかし平和の生活のために本当は大切なこと、そうしたことについての訴えに力を注ぐべきではないでしょうか。こころの健康は目に見えません。そのために、それが生活の根本をなすこと、復興の基盤であること、社会の仕組みとしての支えが必要なことが、多くの方々にどうしても理解してもらいにくくなります。そのことを訴えることが、私たちの役割だろうと思います。

第三に、「それはわかるが、震災後という状況でいきなり 100 万人署名という話は訴えにくい」という意見がありました。もっともな話です。そうした声にお答えできるよう、全国一斉街頭署名の呼びかけ『東日本大震災からの復興を支えるために「こころの健康」を推進できる社会の仕組みを実現しましょう！－基本法制定を求める 100 万人署名へのご協力をお願い』を作成しました。

お読みいただくとわかりますが、そこでは ①大震災からの復興を進めるためには「こころの健康」の推進が必要であること、②そのために 3 月に緊急提言を発表したこと、③この緊急提言は昨年 5 月に厚生労働大臣に提出した提言を基盤としたものであること、④その提言の実現のためには基本法制定が必要であること、⑤したがってこころの健康の推進は、大震災の復興において重要であると同時に、平和な生活の実現のために本当に大切なもののひとつであること、を説明しました。

このように考えてくると、大震災からの復興ということと、基本法制定のための 100 万人署名とは、別々のことではないことがわかります。緊急時と平常時という違いはあっても、こころの健康を推進するということについてひと続きのことなのです。このことを、全国一斉街頭署名に取り組んでくださる皆さま方ご自身が良く理解されるとともに、署名の呼びかけにおいて訴えていただければと思います。



◇平成 23 年度 賛助会加入状況

(H23 年 5 月 31 日現在)

団 体	大田区つばさ会	5,000 円
個 人	大沼 慎也	2,000 円
平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 5 月 31 日までの累計：15,000 円 (個人 1 口:2,000 円、団体 1 口:5,000 円、診療所 1 口:3,000 円、病院 1 口:5,000 円)		
個 人：	5 口 × 2,000 円	=10,000 円
団 体：	1 口 × 5,000 円	= 5,000 円

*ご協力ありがとうございます。



編集後記・・・東日本大震災はほんとに怖かった。あの地震の揺れ、押し寄せた津波のすごさ、あの映像を見ると今でも身体が震える。でも今は原発がそれ以上に怖い。3. 1 1 から 2 か月以上たった今でも、収束の目途すらたっていない。日々目の緊急事態を乗り切ることで精いっぱい状態だ。

放射性廃棄物が無害になるには数万年かかると聞く。数万年後の人類にまで負の遺産を残すことになる。そのようなことは今度の事故まで知らなかった。

放射性廃棄物のプルトニウムを再利用するプルサーマル計画は、猛毒のプルトニウムを扱うわけでもっと怖いと聞く。

原発は、われわれ人間が制御できない魔物が入っているパンドラの箱だったのだ。核のエネルギーは私の想像を超える巨大なものだと思う。しかし仮に事故がなかったとしても、今の人類には原発の後始末ができないのだ。使用した核の廃棄物は数万年にわたって放射能を出し続ける。家を建てて、トイレを作らない建物みたいなものだ。やはり、魔物を制御できる技術を手にするまでは、パンドラの箱を開けてはいけないものだと思う。(都連理事 松原のり子)